

米沢市地域医療を守り育てる条例（案）に係るパブリック・コメントの結果

1 募集対象計画等

米沢市地域医療を守り育てる条例（案）

2 募集期間

令和6年12月2日(月)～令和6年12月23日(月)

3 意見の提出者数及び件数

提出者数 2者／提出件数 4件

4 意見の内容及び意見に対する回答

次ページ以降に記載しています。

米沢市地域医療を守り育てる条例（案）に対するパブリック・コメントへの回答について

※ 今回のパブリック・コメントにおいては概要版を用いて説明を行ったことから、提出された意見に対する市の考え方を回答欄に説明し、「修正の有無」欄には有/無の表記を行っていません。

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
1	全体的な言葉遣いについて		役割は「しましょう」ではなく「します」、市・市立病院は「します。」であるべき。 主語が市民、医療機関、事業者なら「します」という表現が適当であり、「しましょう」では市がお願いしていることになる。	地域医療を守り育てるためにはそれぞれの立場から主体的に取り組んでいただくことが重要だと考えます。 市民をはじめ医療機関、市立病院、事業者及び地域団体などそれぞれの主体が担う役割に関しては、主体性を持っていただける表現で記載します。	
2	全体的な言葉遣いについて		本市の地域医療を守り育て、良好な地域医療体制を構築するための基本理念であれば、認識を共有し、市民等も主体的に、また積極的に取り組む姿勢を示さなければならないと思います。 地域医療は、市民、医療機関、事業者、地域団体及び市が一体となって対等の立場で、地域全体で守り育てなければなりません。 条例を定めるのであれば、市や市立病院ばかりでなく、それぞれがそれぞれの立場で守り育てることを目標にするべきです。 役割として、それぞれが主語の場合「努めます」「努めるものとする」とするべきと考えます。「しましょう」では市からのお願いに感じられ、主体性が感じられません。真剣に、地域医療を担う人材の安定的確保に取り組もうとする条例であれば、市や市立病院ばかりでなく、しっかりと市民等に理解協力を求めるべきです。任意条例の市民参加推進条例では「努めるものとする」「努めます」が一般的のようです。		

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
3	市民の役割について		「医師や看護師」に「歯科医師」を入れる	様々ある医療に携わる職種の全てを記載することがかなわないため、用語の定義において説明します。 (例) 医療の担い手→医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の地域医療に従事する者をいう。	—
4	市の役割について		さまざまな関係機関との連携体制を整え、地域医療を守り育て市が個別の職種との連携ではなく、色々な職種が集まって具体的な話し合いをする場を設けることにより連携体制が整うという意味で「連携体制を整え」とする。	地域医療を担う関係機関同士の連携についても重要であると認識しております。 これまでも個別の連携を基本としながら、テーマや課題の内容にあわせて必要な機関が集まり協議を行う形で取組みを行ってきており、そういった意味を含めて「連携を図り」と記載しています。 今後とも、テーマに応じた連携対応をしていきたいと考えております。	—